記入例

居住する住宅に製造から設置されたエアコンが、製造から１５年が経過し、故障により使用できない世帯の申請（持ち家）

3　エアコン購入・設置状況（該当するも

買換え前のエアコンが①故障して使用できない、②製造から１５年が経過していることが対象です。

どのような状態で使用ができないのかを具体的に記入してください。

購　入　状　況	□新規購入（居住し たに設置する。） ☑買換え（エアコンが故障により使用できない、かつ、製造から１５年以上が経過している。） （故障状況：冷房が効かない、電源が入らない、異常音・異臭がする等） □その他（　　）
	☑店舗・事業者から購入 エアコン購入日（令和８　　までに購入したものが対象です。） 令和８年４月１４日
設　置　状　況	☑エアコンは、申請者の住居に設置しています。 □住居が賃貸物件のため、家主等からエアコン設置及び について承諾を得ています。 ☑エアコンは、事業用に設置するものではありません。 ☑小金井市で令和８年度に同事業の助成を受けていません。

申請者が実際に居住している住宅に設置されたものに限ります。

令和８年３月３１日までに購入されたものは対象外です。

居住用のエアコンに限ります。店舗・事務所・作業場等に設置するものは対象外です。

4　誓約・同意事項（誓約・同意の確認のため、☑を入れてください。）

誓　約　事　項	☑偽りその他不正等の手段により交付を受けたこと 助成金の返還等に応じます。
同　意　事　項	☑小金井市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成 助成金の交付決定等に必要な範囲で小金井市が保有する税務情報、児童扶養手当受給状況、生活保護の受給状況等の情報を利用することに同意します。 ☑訪問調査等を実施する必要が生じた場合、受け入れることに同意します。 □本助成金の交付に伴い、申請者が行うエアコンの購入及び設置に係る契約、これに伴う工事並びに家主等との賃貸借契約に関する事項については、申請者の責任において行うものとし、これらに関して生じた紛争その他の問題について、　　す。

誓約事項及び同意事項の内容を熟読し、内容を理解・了承した上で各項目にチェック（✓）してください。

運転免許証、マイナンバー等の本人を確認する写しの提出は必要ありません。

提出書類

☑本書類（「小金井市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成

☑エアコン購入に係る領収書等（購入金額、内訳、購入日、

書類）

該当される方のみご提出ください。

上記の

□小金井

発行する

令和８年

□児童扶

略可）

・買換え前のエアコン全体の写真等は、撤去前に撮影し、一部分だけの写真にならないようにしてください。

・銘板の写真が不鮮明で製造年が確認できない場合は、写真の再提出をお願いする場合があります。

☑エアコンを買い換える場合は、買換え前のエアコン全体が分かるもの（エアコン全体を撮影した写真等）及び買換え前のエアコンの製造年が分かるもの（エアコン本体に表示された銘板を撮影した写真等）

□賃貸住宅に居住している場合は、エアコンの設置及び設置工事の実施に関して、家主等から承諾を得ている書類